

# 「釧路湿原自然再生協議会」 募 集 要 領

## 1 趣旨

釧路湿原自然再生の取り組みを進めるため、平成15年11月に「釧路湿原自然再生協議会」（以下「協議会」という）が設立され、12期目の現在、125名の参加により運営されています。これまで31回の協議会では、協議会の枠組み、自然再生の全体的な取り組みの方向を定める「全体構想」の策定、全体構想に基づいた実施計画の検討等を行ってきました。このたび設置要綱に基づき、12期目（後期）の協議会委員を募集いたします。任期は令和8年11月までの1年間です。

本協議会へ参加していただき、釧路湿原の自然再生活動の推進にご協力をお願いいたします。

## 2 協議会の役割

釧路湿原の保全と再生の取り組みを推進するため、以下の事項を行います。

- (1) 釧路湿原自然再生全体構想の作成（2015年3月改定済）
- (2) 釧路湿原自然再生事業実施計画案の協議
- (3) 釧路湿原自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項の協議

## 3 協議会の構成

- ・ 自然再生事業を実施しようとする者
- ・ 自然再生事業またはこれに関連する活動に参加しようとする者  
(地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等)
- ・ 関係行政機関及び地方公共団体

## 4 協議会の活動内容

構成員は年に1回程度開催される、自然再生協議会において自然再生事業の実施等について議論・検討を行います。また、構成員は協議会の元に設置された3つの小委員会のいずれかに所属することができ、(複数所属可：それぞれ年に1～2回程度開催)、各分野において議論・検討を行います。詳細は協議会HP (<http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000003ppq.html>) をご覧下さい。

## 5 応募資格

釧路湿原自然再生事業またはこれに関連する活動に継続して参加しようとする個人、団体、または法人。

## 6 応募方法

参加応募用紙に全ての必要事項を記入の上、郵送、FAX またはメールで応募して下さい。

## 7 任期（第12期後期）

令和7年11月15日～令和8年11月14日

## 8 募集期間

令和7年10月21日(火)～令和7年11月7日(金)必着

## 9 留意事項

- ・ 協議会の参加にあたって必要となる交通費等は、応募された方々の負担とさせていただきます。
- ・ 必要事項が記載されていない場合や「自然再生に向けて取組頂ける内容」によっては、参加して頂けない場合もあります。

## 10 問合せ先、送付先

【所在地】 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局保健環境部環境生活課

【TEL】 0154-43-9155

【FAX】 0154-41-2703

【メール】 [chosakan@cho.co.jp](mailto:chosakan@cho.co.jp) (さっぽろ自然調査館)

「釧路湿原自然再生協議会」運営事務局

北海道釧路総合振興局、国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部、環境省 釧路自然環境事務所、林野庁 北海道森林管理局釧路湿原森林ふれあい推進センター、さっぽろ自然調査館

【協議会ホームページアドレス】 <https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000003ppq.html>